

令和3年度の調達方針について

財務部調達課

1 基本方針

入札・契約の原則である「公正性・競争性・適正履行」を推進するとともに、国等の動向や地域における社会情勢を見極めながら、引続き市内企業等の育成にも配慮した発注に取り組む中で、適切な契約制度の運用を図る。

2 令和3年度の方針

(1) 建設工事

発注に際しては、建設業法（令和2年10月改正）により、「著しく短い工期」による請負契約の締結が禁止されたことから、適正な工期を設定するとともに、引き続き、公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正）に基づく適切な入札契約方法の選択、発注・施工時期等の平準化に努め、計画的な執行を進める。

① 一般競争入札

現行どおり予定価格1,000万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については下記のとおりとする。

● 建設工事入札参加区分等

(単位：万円)

	130 以下	130 超 250 以下	250 超 1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約 (見積合せ)		指名競争入札	制限付一般競争入札
地域要件	①旧市町村内 ②同一地域内 ③旧市町村内の該当ランクの1つ上の等級 ④同一地域内の該当ランクの1つ上の等級 ⑤隣接地域 ⑥市内全域 ⑦準市内・市外			①市内全域 ②準市内 ③市外
指名定数等	2 者～	3 者～	6 者～	10 者～

※ 地域要件は、指名、参加資格の優先順位。

※ 地域：旧浜松市・雄踏町・舞阪町、浜北区、天竜区、引佐3町（引佐・細江・三ヶ日）

※ 5千万円以上の案件（総合評価落札方式を除く）については、最低制限価格を設定せず、調査基準価格による低入札価格調査で取り扱うものとする。

※ 30万円以下の建物設備に係る修繕については、1者見積を可能とする。

② 総合評価落札方式

ア 1億円以上の取扱い

原則として設計金額1億円以上、かつ、工事特性1以上に該当する工事は、総合評価落札方式の簡易型以上を採用すること。ただし、以下の事情がある場合は特別簡易型を採用できる。

なお、簡易型の採用・非採用については、事前に技術監理課と協議を行うこと。

(ア)設計額3億円未満におけるプラント系機械設備の更新工事など、施工実績等の評価により、確実な施工を行う能力を有しているか確認できる工事。

(イ)その他、特別の事情があると認められた工事。

イ 3,000万円以上、1億円未満の取扱い

原則として設計金額3,000万円以上、1億円未満の工事は、総合評価落札方式特別簡易Ⅰ型による競争入札とする。

ウ 3,000万円未満の取扱い

3,000万円未満の工事については、工事内容等に応じて積極的に総合評価落札方式を採用する。

(ア)総合評価落札方式を採用する場合は、原則特別簡易Ⅱ型による。

(イ)災害対応を含む地域の社会資本の維持管理や整備の観点から地域性を重視した発注を行うため、原則2,000万円以上3,000万円未満の土木一式及び水道管工事については採用していく。また、1,000万円以上2,000万円未満についても、一部試行として採用していく。

(ウ)その他の工種は、工事内容に応じて採用していく。

*3,000万円未満の取扱い

工種	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上
土木一式	一般競争入札※	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)
水道管	一般競争入札※	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型)	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)
その他	一般競争入札※	一般競争入札※	総合評価落札方式 (特別簡易Ⅱ型を除く)

※工事内容に応じて採用（原則特別簡易Ⅱ型を採用）

エ 評価項目の配点等

評価項目		評価配点			
		標準型	簡易型	特別簡易Ⅰ型	特別簡易Ⅱ型
高度な技術提案 (標準型)		配点×課題数 (最大 30.0 点)			
施工計画 (標準型：技術提案に 対する施工計画)		配点×課題数 (最大 12.0 点)			
企業の 技術力	工事实績	同種：1.0 点/類似：0.5 点 (特別簡易Ⅱ型 同種:0.5 点/類似：0.3 点)			
	工事成績	4.0 点/3.0 点/2.0 点/1.0 点/0 点 (特別簡易Ⅱ型 2.0 点/1.5 点/1.0 点/0.5 点/0 点)			
	工事成績(評 価点減点)	65 点未満の評定点がある場合…▲2.0 点 (特別簡易Ⅱ型 ▲1.0)			
	優良工事表 彰	2 年度：1.0 点/1 年度：0.5 点			
	優秀技術者 等の配置	過去 2 年度：1.0 点			
	(イメージアッ プ 表彰)	過去 2 年度中の表彰実績：0.5 点/前年度参加実績：0.2 点 (下水道工事に適用)			
	当該年度の 受注工事件 数				
技術者 の技術 力	(配置技術者 の継続教育の 取組み状況)	令和 3 年度に限り、過去 3 年度中、任 意の 1 年間において、推奨単位取得： 0.5 点 ※建築一式・土木一式・舗装工事に適 用			
	主任技術者 の資格	監理技術者以上：0.5 点			
	主任技術者 の施工経験 (同種・類似 工事での主 任(監理)技 術者、現場代 理人の経験)	同種：2.0 点/類似：1.0 点			
	配置技術者 の工事に対 する理解 度・取組み姿 勢	1.0 点/0.5 点× 課題数 (最大 3.0 点)			

評価項目		評価配点			
		標準型	簡易型	特別簡易Ⅰ型	特別簡易Ⅱ型
信頼性 社会性	地域内の本店・営業所の所在地	地域要件を付す場合は特別簡易Ⅰ型を適用		3.0点～0点 (⇒3.0点/2.0点/0点) (特別簡易Ⅱ型 2.0点/1.0点/0点)	
	入札参加停止状況	参加停止：▲1.0点/文書・口頭注意：▲0.5点			
	市内業者施工率	100%：4.0点/80%以上：2.0点 (特別簡易Ⅱ型 100%：2.0点/80%以上：1.0点) ※工事内容に応じて設定			
	技能者の登録	建設キャリアアップシステムへ企業の登録 登録あり：1.0点・登録なし：0点 (※令和2年10月1日以降の公告案件から適用)			
	担い手の育成			<ul style="list-style-type: none"> 若手かつ女性の技術者を主任（監理）技術者として配置する場合：1.0点（※） 若手技術者を主任（監理）技術者として配置する場合：0.5点 女性技術者を主任（監理）技術者として配置する場合：0.5点（※） （上記はいずれも「主任（監理）技術者の施工経験」と重複して配点をしない）	
	品質管理・環境マネジメント・エコアクション21			ISO9001及びISO14001又はエコアクション21を取得：0.5点 いずれかを取得：0.3点	
	災害対応			1. 協定締結：0.5点 2. 下記いずれか：0.5点 <u>①災害基本法に基づく指定地方公共機関の有無（ただし、市内に本店がある事業者のみ）</u> <u>（※①は令和2年10月1日以降の公告案件から適用）</u> <u>②自社で応急危険度判定士を1名以上雇用（建築一式のみの加点項目とする）</u> <u>（※②は令和2年10月1日以降の公告案件から適用）</u> ※①、②を重複して加点の対象とはしない。また、工種に応じて①、②の配点を加除する。	
（水道夜間・休日緊急修繕待機当番協力）	地域内：0.8点 地域外：0.5点 ※水道管工事に適用				

	障害者雇用	<p style="text-align: center;">【4項目の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用 ・ 高齢者活躍宣言事業所の認証 ・ 消防団協力事業者 ・ ワークライフバランス <p>の4項目については全ての実績を有する場合でも<u>0.9点</u>を満点とする。</p>	法定雇用率以上：0.3点	
	高齢者活躍宣言事業所の認証		認証事業所：0.3点	
	消防団協力事業所		浜松市が消防団協力事業所として表示証を交付した事業所：0.3点	
	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証		認証事業所：0.3点	
	低入札調査対象工事の受注(特別簡易型に限る)		対象工事件数× ▲0.5点 (最大▲2.0点)	
最大配点合計	50.0点	30.0点	19.9点	11.9点

※担い手育成における「女性技術者配置への配点」は引き続き試行として位置付ける。

(2) 建設工事関連業務委託

公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正）に基づき、発注に際しては、適切な入札契約方式を選択するとともに、十分な履行期間の設定、発注・履行時期等の平準化に努め、計画的な執行を進める。

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、競争性を確保する中で、地域要件として優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、現行どおりとする。なお、選定にあたっては市内（地域内）業者を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

● 指名定数等

（単位：万円）

	100 以下	100 超 300 未満	300 以上 1,000 未満	1,000 以上
契約方法	随意契約	指名競争入札		制限付一般競争入札
指名定数等	3 者～	4 者～	6 者～	10 者～

③ 総合評価落札方式等

調査・設計業務の内容が価格競争に適さない専門的な知見や創造性が要求される業務、事業者の提示する技術等によって事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務にあつては、プロポーザル方式や総合評価落札方式の採用を検討することができる。

ア 入札方式検討基準

プロポーザル方式	<p>調査・設計業務の内容が専門的な知見や創造性が要求される業務であつて、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務である。</p> <p>（※業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛りがなく、その過半に見積を活用する業務等）</p>	
総合評価落札方式（標準型・簡易型）	原則 2000 万円以上の案件で、事前に仕様を確定可能ではあるが、応募者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務である。	<p>【標準型の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、実績等 ・実施方針・体制 ・評価テーマ
		<p>【簡易型の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、実績等 ・実施方針

※工事関連業務委託の総合評価落札方式は当面、試行として位置付ける。

イ 評価項目の配点等

評価項目			評価配点	
			標準型	簡易型
企業 評価	経 験 及 び能力	業務実績	同種：1.0点/1件 類似：0.5点/1件 (5件を上限とし、最大5.0点)	
		技術者の雇用状況	構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士：1.0点 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士：0.5点	
	地 域 貢 献度	浜松市内における 業務実績	業務区内：2.0点/業務区外：1.0点	
		応急危険度判定士 の雇用状況	市内在住者：0.5点/1人（最大1.0点）	
		入札参加停止状況	参加停止：▲3.0点/文書・口頭注意：▲1.0点	
技 術 者 評 価	配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	管理技術者の資格	技術士：2.0点/RCCM：1.0点	
		管理技術者の経験 年数	20年以上：2.0点/10年以上20年未満：1.0点	
		管理技術者の業務 実績	同種：1.0点/1件 類似：0.5点/1件 (3件を上限とし、最大3.0点)	
		管理技術者の技術 力の研鑽に関する 取り組み	令和3年度に限り、過去3年度中、任意の1年間 推奨単位以上取得：2.0点 推奨単位の半分以上取得：1.0点	
		若手技術者の管理 技術者への配置	1.0点	
		照査技術者の経験 年数	20年以上：2.0点/10年以上20年未満：1.0点	
実 施 方 針	実 施 方 針・体制 の 妥 当 性	業務理解度	業務の理解度、実施手順及び実施体制の妥当性が高い場合に優位に評価（最大10.0点）	
		実施フロー		
		工程計画		
		実施体制		
		その他		
評 価 テ ー マ に 関 する 技 術 提 案	技術提案	提案内容の実現可能性、的確性が高い場合に優位に評価（最大10.0点）	/	
最大配点合計		41.0点		

同種業務：

類似業務：

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

比率は、業務や評価項目の内容により、価格評価点：価格以外の評価点を簡易型では1：1、標準型では1：2とする。

価格評価点 = 価格評価の配点 × { 1 - $\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{予定価格}}$ の絶対値 }

価格以外の評価点は、上記表の配点を合計したものとする。

※評価項目及び配点は、業務内容に応じて適宜設定する。

※標準型の場合は評価テーマを設定する。

● 建設工事等の入札・契約事務分担

	本庁関係 (調達課発注)	北・浜北・天竜区 (区振興課発注)
建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁（南土木整備事務所） ・東・浜北土木整備事務所（東区施工分） ・中、東、西、南区役所 ・教育委員会、消防局、上下水道部等 ①上記の工事 ②右欄の1,000万円以上の工事 ③総合評価落札方式によるもの(全て) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3区役所 ・東・浜北土木整備事務所（浜北区施工分） ・北、天竜土木整備事務所 ・林業振興課（天竜森林事務所分） ・北部、天竜上下水道課 上記の1,000万円未満の工事
工事関連 業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁（全土木整備事務所） ・中、東、西、南区役所 ・教育委員会、消防局、上下水道部等 ①上記の業務 ②右欄の1,000万円以上の業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・3区役所 ・林業振興課（天竜森林事務所分） ・北部、天竜上下水道課 上記の1,000万円未満の業務
小額工事	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁（南土木整備事務所） ・東・浜北土木整備事務所（東区施工分） ・中、東、西、南区役所 ・教育委員会、消防局、上下水道部等 	<ul style="list-style-type: none"> ・3区役所 ・東・浜北土木整備事務所（浜北区施工分） ・北、天竜土木整備事務所 ・北部住宅管理事務所 ・林業振興課（天竜森林事務所分） ・浜北、天竜環境事業所 ・北部、天竜上下水道課 ・地区図書館（天竜、春野、佐久間、水窪、龍山）、協働センター（北、浜北、天竜区内）、浜北地域活動・研修センター、ふれあいセンター

(3) 物品購入等

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、競争性を確保する中で、地域要件として優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、表中のとおりとする。なお、選定にあたっては市内（地域内）業者を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

③ 電子入札システムによる入札（見積合せ）

現行どおり 30 万円を超える随意契約については、オープンカウンター（公募型）方式により見積参加者を募る方法で実施し、これらを電子入札システムによる入札（見積合せ）とする。

●指名定数等

（単位：万円）

区分	～30 以下	160 以下	～250 以 下	500 未満	～1,000 未満	1,000 以上
物品等	随意契約		指名競争入札			制限付一般競争入札
	1 者	オープンカウンター もしくは 3 者～	5 者～	6 者～	7 者～	
印刷請負	随意契約			指名競争入札		制限付一般競争入札
	1 者	オープンカウンター もしくは 3 者～	5 者～	6 者～	7 者～	

(4) 業務委託・賃貸借

① 一般競争入札

現行どおり予定価格 1,000 万円以上については、原則として制限付一般競争入札によるものとする。なお、参加資格については、競争性を確保する中で、地域要件として優先順位を「市内業者」、「準市内業者」、「市外業者」とする。

② 指名競争入札等

指名競争入札及び随意契約（見積合せ）における指名定数は、現行どおりとする。なお、選定にあたっては市内（地域内）業者を最優先するものとするが、定数に満たない場合には、準市内、市外業者の順で選定するものとする。

●指名定数等

（単位：万円）

区分	～30 以下	～80 以下	～100 以下	～200 未満	～500 未満	～1,000 未満	1,000 以上
業務委託	随意契約			指名競争入札			制限付一般競争入札
	2 者 ～	3 者～	4 者～	5 者～	6 者～	7 者～	
賃貸借	随意契約		指名競争入札				制限付一般競争入札
	2 者 ～	3 者 ～	4 者～	5 者～	6 者～	7 者～	

(5) 官公需適格組合の受注機会の増大について

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、市内業者とともに、官公需適格組合の受注機会の増大にも努めるものとする。